|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和６年第２回本部町議会定例会会議録 | | | | | | | | | |
| 招集年月日 | | 令和６年３月７日 | | | | | | | |
| 招集場所 | | 本部町議会議場 | | | | | | | |
| 開散会日時  及び宣言 | | 開　　会 | | | 令和６年３月７日　　　午前10時00分 | | | | |
| 散　　会 | | | 令和６年３月７日　　　午後２時31分 | | | | |
| ※　出席並びに欠席議員は下記のとおりである。  　　出　　席　　13　名　　 　　　欠　　席　　０　名　　 　　　欠　　員　　１　名 | | | | | | | | | |
| 議席番号 | 氏　　　名 | | | 出席等別 | | 議席番号 | 氏　　　名 | | 出席等別 |
| １ | 仲　程　　　清 | | | 出 | | ９ | 仲宗根　須磨子 | | 出 |
| ２ | 長　濱　　　功 | | | 〃 | | 10 | 崎　浜　秀　昭 | | 〃 |
| ３ | 山　川　　　竜 | | | 〃 | | 11 | 比　嘉　由　具 | | 〃 |
| ５ | 松　田　大　輔 | | | 〃 | | 12 | 座間味　栄　純 | | 〃 |
| ６ | 欠　　　　員 | | |  | | 13 | 喜　納　政　樹 | | 〃 |
| ７ | 伊良波　　　勤 | | | 出 | | 14 | 具志堅　　　勉 | | 〃 |
| ８ | 具志堅　正　英 | | | 〃 | | 15 | 松　川　秀　清 | | 〃 |
|  |  | | |  | |  |  | |  |
| ※　会議録署名議員 | | | | | | | | | |
| ９番 | 仲宗根　須磨子 | | |  | | 10番 | 崎　浜　秀　昭 | |  |
| ※　地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。 | | | | | | | | | |
| 町長 | | | 平　良　武　康 | | | 副町長 | | 上　原　正　史 | |
| 教育長 | | | 喜　納　すえ子 | | | 産業振興統括監 | | 並　里　　　力 | |
| 住民生活統括監兼総務課長 | | | 仲宗根　　　章 | | | 会計管理者兼会計課長 | | 上　間　辰　巳 | |
| 住民課長 | | | 安　里　孝　夫 | | | 企画商工観光課長 | | 宮　城　　　健 | |
| 子育て支援課長 | | | 崎　原　　　誠 | | | 福祉課長 | | 大　城　尚　子 | |
| 建設課長 | | | 渡久地　　　要 | | | 健康づくり推進課長 | | 松　本　一　也 | |
| 上下水道課長 | | | 知　念　　　毅 | | | 農林水産課長 | | 平安山　良　信 | |
| 教育委員会事務局長 | | | 有　銘　高　啓 | | |  | |  | |
| ※　本会議に職務のため出席した者 | | | | | | | | | |
| 事務局長 | | | 屋富祖　良　美 | | | 主任主事 | | 與那嶺　　　卓 | |

議　　事　　日　　程

３月７日（木）１日目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程番号 | 議案番号 | 件　　　　　　　名 |
| １ |  | 会議録署名議員の指名 |
| ２ |  | 会期の決定の件 |
| ３ |  | 議長諸般の報告 |
| ４ |  | 町長の行政報告 |
| ５ |  | 町長の施政方針演説 |
| ６ | 報告第１号 | 令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業計画について　（報　告） |
| ７ | 報告第２号 | 専決処分の報告について（具志堅地区畑地かんがい施設工事（３工区））　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（報　告） |
| ８ | 議案第６号 | 本部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について  （議案説明） |
| ９ | 議案第７号 | 本部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  （議案説明） |
| 10 | 議案第８号 | 本部町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（議案説明） |
| 11 | 議案第９号 | 本部町国民健康保険財政調整基金条例の制定について  （議案説明） |
| 12 | 議案第10号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について　　　　　　　　　（議案説明） |
| 13 | 議案第11号 | 令和５年度本部町一般会計補正予算について　　　　（議案説明） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程番号 | 議案番号 | 件　　　　　　　名 |
| 14 | 議案第12号 | 令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について  （議案説明） |
| 15 | 議案第13号 | 令和５年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について  （議案説明） |
| 16 | 議案第14号 | 令和５年度本部町公共下水道特別会計補正予算について  （議案説明） |
| 17 | 議案第15号 | 令和６年度本部町一般会計予算について　　　　　　（議案説明） |
| 18 | 議案第16号 | 令和６年度本部町国民健康保険特別会計予算について  （議案説明） |
| 19 | 議案第17号 | 令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について  （議案説明） |
| 20 | 議案第18号 | 令和６年度本部町下水道事業会計予算について　　　（議案説明） |
| 21 | 議案第19号 | 令和６年度本部町水道事業会計予算について　　　　（議案説明） |
| 22 | 議案第20号 | 固定資産評価審査委員の選任同意について  （議案説明・審議・採決） |
| 23 | 議案第21号 | 固定資産評価審査委員の選任同意について  （議案説明・審議・採決） |
| 24 | 議案第22号 | 固定資産評価審査委員の選任同意について  （議案説明・審議・採決） |
| 25 | 議案第23号 | 本部町教育委員会委員の選任同意について  （議案説明・審議・採決） |
| 26 |  | 予算審査特別委員会の設置 |

○　議長　松川秀清　ただいまから令和６年第２回本部町議会定例会を開会します。

開　会（午前10時00分）

　本日の会議を開きます。

　本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

　本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって９番　仲宗根須磨子議員及び10番　崎浜秀昭議員を指名します。

　日程第２．会期の決定の件を議題とします。

　お諮りします。本定例会の会期は、本日から３月15日までの９日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって会期は、本日から３月15日までの９日間に決定しました。

　日程第３．議長諸般の報告を行います。

　諸般の報告書をお手元にお配りしてありますが、その中から抜粋して説明させていただきます。

　12月４日、沖縄県防衛協会北部支部忘年会、ホテルゆがふいんおきなわにて行っています。

　12月23日、伊是名村新庁舎落成式、これは代理で喜納政樹議員に行ってもらいました。

　１月４日、令和６年新春祝賀会、もとぶ文化交流センターで行っております。

　７日、令和６年二十歳の集い式典、もとぶ文化交流センターで行っております。

　19日、福岡県小郡市議団表敬がありました。そこは、私は参加しておりません。

　20日、第46回もとぶ八重岳桜まつりオープニングセレモニー、そこも参加できておりません。

　以上であります。

　次に、地方自治法第235条第３項の規定により、例月現金出納検査の結果報告がお手元にお配りしたとおりで提出されております。朗読を省略します。

　これで、議長諸般の報告を終わります。

　日程第４．町長の行政報告を行います。町長。

○　町長　平良武康　おはようございます。令和５年12月１日から令和６年２月29日までの私の行政報告を行います。主な事項のみにつきましてご説明いたします。

　12月４日ですけれども、もとぶ牧場のほうから畜産共進会の実績の報告がございました。特に今回は、農林水産省の畜産局長賞の、いわゆる大会における、共進会における最高賞を受賞したということ、同時に県知事賞も受賞したということ、さらに特別賞６つの賞を、我が町のもとぶ牧場が受賞したということで報告がございました。町としても、これまでもとぶ牧場を積極的に支援育成してきましたけれども、沖縄県における最大規模の肥育拠点であるということに対しまして、誇りを感じ持っているところでございます。

　次に９日でございますけれども、沖縄むとぅぶ美ら海ふれあいロゲイニング大会という集まりですけれども、新しい観光コンテンツなわけですけれども、谷茶公園を拠点として、町内50か所を、５時間の時間をかけて歩いて観光拠点、いわゆる観光の穴場拠点と言いましょうか、それを見て楽しむという新しい観光のコンテンツの取組でございますけれども、それを開催しております。主催は、観光協会が主催ですけれども、町としてもバックアップをして、大会を盛り上げて、参加者はとても喜んでおりました。131名の皆さんが町内外から参加して盛り上がったということでございます。

　15日金曜日ですけれども、クリスマスツリーのイルミネーションの点灯式、昨年に引き続き今年も実施しております。船主会の皆さんが中心ですけれども、役場の皆さん、そして議会議員の皆さんもみんなで点灯式を盛り上げたと。そして、２月４日まで町を明るくするということで、ずっとずっと海岸沿いをにぎわせたということでございます。ちなみに、町まるごとテーマパーク強化事業でもって、町としてもバックアップをしてきたところでございます。

　次に16日の土曜日ですけれども、もとぶ文化交流センターのほうで、サークルの皆さんの活動発表会がありましたけれども、久々にコロナ明け後、サークルの皆さんが活動発表をやっております。歌声の皆さん、そして社交ダンスの皆さん、太極拳の皆さん、空手道の皆さんを含めて、13サークルが発表会をして盛り上げております。私も激励してきました。

　19日ですけれども、町営瀬底第三団地の地鎮祭を予定どおり開催しております。

　次ページをお願いいたします。12月28日ですけれども、自見内閣府特命担当大臣が北部地域に見えまして、名護市内のほうで北部12市町村の首長のほうと懇談会をしてございます。私のほうからは、これまでの北部振興事業に対する予算の配慮についてお礼を述べると同時に、特に、新しいテーマパークができることに関して、交通混雑が起こるのではないだろうかということで、地域の皆さんはとても心配しておりますということで、新たな道路整備についての必要性について、それを実施、加速させなければいけない状況にありますという要請をやっております。

　７日ですけれども日曜日、ちゅらうみ海道サイクリングの出発式をやっております。本部町運動公園のほうから出発しておりますけれども、県内外から178名の皆さんが参加して、その出発式をやっております。県のサイクリング協会の主催ですけれども、私のほうも激励挨拶をやったところでございます。

　13日ですけれども、住民主体で介護予防・生活支援の町づくりというタイトルでもって、基調講演会をやっております。先進地である大阪府大東市のほうから講師が見えまして、地域包括支援センターの皆さんを中心として、講師を招聘して、60名の地域の皆さんが参加する下、これからの介護予防については、地域住民一体となって取り組まなければいけませんという優良な事例の発表会等がございました。とても参考になったところでございます。

　19日ですけれども、八重岳桜まつりは毎年実施しておりますけれども、ＪＡＬとの連携の中で、全国の23か所の空港に本部町の桜を贈って、空港のロビーにそれを飾っていただいて、観光をアピールしようということで、その出発式に参加をして、そして桜を発送したということでございます。

　次の３ページでございます。１月20日ですけれども、海洋博公園にてエンジョイマラソンの開会式がございました。750名の皆さんが参加しておりましたけれども、町の観光についてもまたアピールしようということで、激励の挨拶をしてございます。

　同日ですけれども、例年の、第46回八重岳桜まつりのオープニングセレモニーを実施しております。２月４日まで開催されました。ちなみに、開催期間中の来場者でございますけれども、15万3,000人となっております。

　24日ですけれども、北部12市町村長でそろいまして要請行動、名護東道路の延伸に向けての要請行動を展開しております。国土交通省、内閣府、そして県関係の国会議員の皆さん方に、東京のほうで要請活動を展開しております。

　29日ですけれども、ホエールウォッチングのシーズン入り宣言ということで記者会見を実施しております。おかげで、町内の５事業者がホエールウォッチングの船を出しておりますけれども、事業を展開しておりますけれども、記者会見をすることによって、誘客がとても多くなったということで喜びの声を聴いております。２月から４月まで、本部町ホエールウォッチングの期間だということでアピールしております。

　11日の日曜日ですけれども、もとぶ観光文化フェスタ、500名ほど参加しておりましたけれども、多目的広場において実施しております。闘牛あり、いなぐんぐゎの三線、歌声あり、そしてもとぶ八重桜花団のエイサーありということで、とてもとてもにぎわっておりました。

　次ページをお願いいたします。２月16日ですけれども、那覇市の牧志公設市場、新しい市場ですけれども、そこで、石川・能登半島地震復興支援フェアをやっております。我が町も参加いたしまして、石川県のほうからも物産を提供しながら、一緒になってフェアを実施しております。売上げの一部と復興支援金として支援する運びになっております。そのようなことで、そのフェアを盛り上げたところでございます。

　20日ですけれども、渡久地の交番の開所式、参加しております。

　28日ですけれども、本部町産のローゼルを使ったティーをつくったということで、これはコーヒーをつくっている業者、35コーヒー事業者ですけれども、具志頭のほうに会社がありますけれども、そことのコラボですけれども、本部町の５農家でローゼルをつくりまして、そのローゼルを使って、35コーヒーのノウハウを借りながらローゼルティーをつくって販売するということで、その記者会見をしております。ローゼルティーをつくった販売の代金の一部を、子ども・子育て育成基金に積み上げていくということで、その取組を実施したところでございます。以上、行政報告といたします。

○　議長　松川秀清　これで町長の行政報告を終わります。

　日程第５．町長の施政方針演説を行います。町長。

○　町長　平良武康　それでは早速、施政方針を読み上げて説明いたします。

　１ページのほうから順次読み上げます。

令和６年度　施　政　方　針

はじめに

　令和６年第２回本部町議会定例会の開会にあたり、町政運営の基本的な考え方と主要施策について、その概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

　新型コロナウイルス感染症が、昨年５月に５類へ移行されたことに伴い、我々を取り巻く日常生活が今、まさしくアフターコロナ時代へと転換されました。

　本町においても、観光客の入域者数が増加の途にあり、また町内の事業者・生活者の社会経済活動が活発化してきております。

　さて、令和６年度の予算編成におきましては、限られた財源の中で、積極的かつ適正規模な予算編成を行ったところであります。

　令和６年度の一般会計予算は、総額84億１千３百万円となっております。

　沖縄振興一括交付金や沖縄振興特別事業推進費、北部振興策事業に加え、子ども・子育て支援交付金等の補助金を活用し、ハード、ソフト両面において新規事業及び継続事業を計画・提案しております。

　私は、町長就任以来、一貫し「日本一心豊かな我がまちづくり」をテーマに掲げた施策を心がけ、全ての町民の融和と協調、個性を大事にしております。

　これまで、「こころ豊かなわがまちづくり推進事業」や「物価高騰対策町民支援事業」、「町民生活道路環境保全・美化作業事業」等多くの町単独事業を創設し、地域住民活動の支援をしてまいりました。

　令和６年度も引き続き町民生活の豊かさを第一に据えまちづくりを展開してまいります。

　また、我が国の全国的な共通課題である人口減少については、喫緊に取り組むべき課題であり、これまでの子育て支援策に加え移住・定住支援など人口増加に向けた様々な施策をより強力に展開してまいりたいと考えております。

令和６年度重点施策の概要

　次に令和６年度における重点施策の概要について申し上げます。

　第１に、「地域産業の振興について」申し上げます。

　１点目に、「観光の振興」について、申し上げます。

　令和５年の沖縄県観光入域者数は823万人となり、対前年比で約45％増となっており、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。本町の観光入域者数においても347万人となり、前年比で約55％の増となっております。

　今後もインバウンド関係の増加が見込まれており、海洋博公園を核に関係機関と連携を強化し誘客に取り組むことで更なる入域者数の増加を目指します。

　本町の観光振興につきましては、令和５年度より「町まるごとテーマパーク強化事業」を実施し、地域住民や団体が主体的に開催する観光客誘客のためのイベント等の支援を行っており、令和６年度も引き続き民間活力の積極的な活用を図ってまいります。

　また、周年を通して観光客の移動手段を確保し、本町への誘客及び町中周遊を促進するため、「観光誘客周遊バス実証事業」等を拡充・推進してまいります。

　更に、魅力ある観光地づくりと持続可能な観光の振興を図る施策を推進するための新たな財源として、法定外目的税（宿泊税）の導入に向けて、沖縄県と足並みを揃え検討を進めてまいります。

　令和６年度においても、観光協会を中心に商工会や飲食業界など、各種団体と引き続き連携を図り、観光振興に努めてまいります。

　２点目に、「商工業の振興」について、申し上げます。

　商工業の振興につきましては、特産品開発支援に加え、販路拡大に向けた出口戦略をより強化してまいります。

　そのため、「メイドインもとぶ産品成長化推進事業」を引き続き実施するほか、県内で行われる沖縄の産業まつり等の各種イベント、海洋博公園内での販促活動の支援を強化します。また、県外で開催される物産展等への出展に係るビジネスについても事業者を積極的に支援、展開してまいります。

　物価高騰対策についても、令和２年度から「もとぶコロナショック生活支援及び経済活性化事業」等を実施してきました。令和６年度も町内の小規模事業者や町民生活への影響を緩和するための支援を引き続き実施してまいります。

　令和６年度においても商工会や町内小規模事業者等の関係機関、団体と連携し、商工業の振興に努めてまいります。

　３点目に、「農林水産業の振興」について、申し上げます。

　まず、農水産物などの販売力の強化を図るため、もとぶかりゆし市場と連携し、町内の飲食店、観光施設などで消費される仕組みを構築します。

　また、ＪＡや大手スーパー、物流事業者とも連携し、町産農水産物の町外・県外への販路拡大を図り、販売力の強化に努めてまいります。

　農産物の生産力強化については、沖縄県農業改良普及課や生産部会などと連携し、栽培講習会などを開催するなど、生産性の向上に努めてまいります。

　本町の特産果樹であるシークヮーサーやタンカン、カーブチーなどの柑橘類、パイナップル、アセローラ等については引き続き町内外の加工事業者と連携し生産から販売まで一貫した支援体制を構築してまいります。

　花卉類については、輪ギク、小ギクを中心に新規品目であるトルコギキョウについてもＪＡや花卉農協と連携し生産性の向上に努めてまいります。

　肉用牛については、令和４年度に導入した優良雌牛から受精卵の採取を行い、希望する和牛生産組合の組合員に受精卵を配布することで、新たな「もとぶブランド牛」の改良促進を実施してまいります。

　基盤整備については、「具志堅地区かんがい配水施設の整備事業」を令和７年度の完成に向け事業を促進してまいります。

　また、ハーソー公園の機能強化策として、雨天時でもイベントが開催できる屋根施設が完成します。町内の各種団体と連携し、農業や観光、教育や福祉などのイベントを積極的に開催していきます。

　水産業の振興については、本部港渡久地地区に新たに浮桟橋や漁具倉庫を整備するなど港内用地及び水域の効率的な活用を図るよう支援してまいります。

　第２に、「住民生活の環境整備等について」申し上げます。

　１点目に、「生活道路の整備」について、申し上げます。

　新規の道路整備および既存道路の維持管理は、本町で生活する町民、ならびに観光客など、すべての人々に恩恵をもたらす重要な施策であります。

　まず、沖縄振興公共投資交付金を活用した町道健堅石嘉波線については、今年度で全線開通に向けて事業を実施いたします。本路線は町道健堅本部落線と国道449号を繋ぐ新たな道路であり、今後、健堅・崎本部地域の利便性向上とさらなる地域振興につなげてまいります。

　北部振興事業を活用した２つの町道についても、着実にその整備を推進いたします。

　ひとつ目の上本部学園線については、用地・補償契約等、関係する手続きに目途がついてきたことから、今年度から工事着工いたします。

　ふたつ目の満名本線については、現在、新しい満名橋の橋台を施工しております。今年度は既設橋の撤去を進めながら、用地・補償契約等に目途がついた区間についても工事着工していく予定であります。

　２点目に、「住宅団地の整備および移住・定住促進」について、申し上げます。

　定住人口の確保のためには、住宅団地の整備が喫緊の課題であります。令和５年度は、北部振興事業を活用して、瀬底第３団地の整備に着手いたしました。令和６年度中での完成にむけて工事を進めまいります。

　また、今後においては、老朽化した町営住宅の更新についても計画的に進めてまいります。

　移住・定住に関しては、新たに国の地方創生移住支援事業を活用し東京圏からの移住者に対する移住支援を展開してまいります。

　また、町独自の事業として新たに「もとぶ子育て世帯転入支援事業」を創設し、町外から本町への移住促進を図ります。

　更に、定住促進についても、新たに町独自の事業として、空き家を活用した定住促進事業も創設、展開してまいります。また、未利用町有地を活用した官民連携による子育て支援住宅の整備にも積極的に取り組み、定住人口の確保に努めてまいります。

　３点目に、「港湾整備」について、申し上げます。

　本部港は、本町のみならず北部地域の人流と物流の拠点として重要な港湾となっております。

　周辺離島との定期航路、ならびに鹿児島、東京・大阪の定期航路により、沖縄県全域の人流と物流を扱っております。今後とも本部港が担う役割が大きくなっていくものと期待しております。

　また、大型クルーズ船を受け入れるための岸壁が令和５年台風６号により、被災しその災害復旧事業が県により着手されております。ふたたび大型クルーズ船の受け入れが可能となるように、引き続き、沖縄県と連携し、港湾管理の強化を含めた港湾整備に努めてまいります。

　４点目に、「町道など生活道路の補修等」について、申し上げます。

　現在、町単独事業として、「もとぶ環境美化事業」を実施し、各行政区による環境美化、安心安全な地域づくりの取り組みを支援しています。引き続き、地域住民が道路の維持管理に参画する仕組みを作りあげてまいります。

　さらに令和６年度は大浜旧県道の舗装の一部打換え工事を実施するなど、町道の維持管理及び改善、強化をしてまいります。

　また、一括交付金を活用した、「もとぶ観光地クリーンアップ事業」により、令和５年度は、町道及び農道19路線の美化作業を実施してまいりました。令和６年度も引き続き同事業を実施し、道路の維持管理・美化に努めてまいります。

　５点目に、「地域防災力の向上」について、申し上げます。

　近年多発している自然災害等に迅速かつ的確に対応出来るよう、地域における防災力の向上を図るため、令和６年度から新たに地域の防災リーダーの育成に取り組みます。防災リーダーには防災士資格の取得に要する費用の補助を行い、自助・共助による防災及び災害対応を促進し、防災力の強化に取り組みます。

　第３に、「町民の福祉・保健・衛生について」申し上げます。

　１点目に、「福祉の充実」について、申し上げます。

　子育て支援に関しましては、令和６年度から児童福祉法において、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う「こども家庭センター」の市町村設置が努力義務化されます。

　本町では、いち早く同センターの機能を整え、子育て支援体制の更なる強化を図り、「安心して産み育てられるまち」を念頭に支援に取り組んでまいります。

　母子保健においては、妊娠・出産から子育て期において、一貫して相談に応じる伴奏型相談支援の充実を図ります。更に、不妊不育治療に対する支援についても引き続き実施してまいります。

　また、親子健康手帳（母子手帳）のデジタル化を図り、母子保健サービスの利便性の向上に努めます。

　児童福祉においては、様々な理由により不安を感じている子どもたちが、安心して過ごせる場として新たに「拠点型子どもの居場所づくり事業」により、生活及び学習等の支援をはじめ保護者へのサポートを行ってまいります。

　また、町内外から多くの賛同と寄附を頂いている「子ども・子育てゆいまーる基金」を活用し、令和６年度におきましても引き続き子どもを産み育てやすい環境整備のために事業を展開してまいります。

　高齢者福祉については、団塊の世代が75歳を迎える2025年以降、医療や介護の需要の増加が見込まれます。高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「地域包括ケアシステム」の構築を引き続き推進してまいります。

　また、介護を担う人材不足が問題となっている事から今後は住民を中心としたボランティアの創出、生活支援サポーターの養成を行い、高齢者が住み慣れた地域の中で支え合える地域づくりを目指します。

　障がい福祉につきましては、相談支援や緊急時の受け入れ体制を備えた「地域生活支援拠点」等の機能充実を図ります。

　また、障がい児・障がい者の生活支援については、沖縄県障害者自立支援協議会等とも連携し、支援体制の整備に取り組んでまいります。

　生活困窮者への支援としては、引き続き地域や社会福祉協議会等関係機関と連携しながら支援してまいります。

　また、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して孤独・孤立を防ぎ、支援をするゲートキーパーの養成として関係機関などに研修を行ってまいります。

　高齢者、障がい者、子ども、子育てに共通する複合的な生活課題については、多様な分野との連携を図りながら効率的で効果的な計画を策定し、施策の検討を行います。

　２点目に、「保健・衛生」について、申し上げます。

　新型コロナについては、今後もインフルエンザ同様にワクチン接種が継続して実施できるよう関係機関と連携しながら実施してまいります。

　国民健康保険事業につきましては、団塊世代の後期高齢者への移行に伴い、被保険者数は減少しております。一方で、高齢化・医療技術の高度化に伴い一人あたりの医療費は年々増加している状況であります。

　また、国民健康保険特別会計においては、実質単年度収支が赤字となっております。医療費の削減、健康保険税の見直しが大きな課題となっております。

　今後も沖縄県や国民健康保険団体連合会等の関係団体と連携し医療費の削減に努めるとともに、健康保険税の見直しについても検討していかなければならない状況となっております。

　環境衛生につきましては、老朽化が進んでいる環境美化センターについて、総工費28億円余りをかけ「ごみ焼却施設基幹的設備改造工事」を行っているところであります。令和６年度完成に向けて関係機関と密に連携し取り組んでまいります。

　また、ごみの資源分別の意識を高め、減量化と資源化を引き続き推進してまいります。

　タイワンハブ対策につきましては、年々捕獲数が増加しており、町内全域に繁殖しているものと推測されます。引き続き捕獲器を増設し、個体数を減少させる取り組みを強化してまいります。

　葬祭場（火葬場）につきましては、施設の老朽化が進んでいることから建て替えに向けて検討してまいります。

　また令和５年度から実施している一括交付金を活用した低炭素なまちづくり推進事業を引き続き実施してまいります。省エネルギー化と低炭素社会への転換に向けて、公衆用道路や公共施設等の照明機器をＬＥＤ照明に切替え、環境に配慮したまちづくりを目指します。

　第４に、「上下水道事業について」申し上げます。

　水道事業につきましては、施設の維持管理及び水質管理を重点におき、町民への水の安定供給に努めてまいります。昨年度に続き「並里浄水場」と「笹川浄水場」の機能を統合した「新浄水場」の整備を推進してまいります。

　令和６年度においては、管理棟建築工事、ろ過池杭基礎工事等を施工してまいります。

　また、安定した水の供給体制を維持していくために水道事業基本計画を更新してまいります。

　公共下水道事業につきましては、各施設で老朽化が著しく進んでおり、今後も安全性を確保するための施設維持管理に努めてまいります。

　令和６年度においては、基本設計を踏まえ、詳細設計業務の完了を目指し、本部町浄化センターの再構築に向けて推進してまいります。

　また、管きょやポンプ場についても、計画的に維持管理を行うために、ストックマネジメント計画を更新してまいります。

　下水道事業においても令和６年４月１日から地方公営企業法の一部の適用を受けた新たな会計制度に移行いたします。

　令和６年度は、沖縄県企業局が約30年ぶりに料金を改定することになりました。そして、令和６年度も全国的な物価高騰により上水道事業、下水道事業共に厳しい経営になることと予想されます。

　そのような中で、上下水道事業共に、より効率的で安定した運営を今後も目指してまいります。

　第５に、「幼稚園教育・学校教育・社会教育について」申し上げます。

　地域社会全体で、心豊かでたくましい本部っ子を育成することは、教育行政の基本姿勢として、極めて重要な課題であります。そのために、「豊かな人間性」、「学力の向上」、「自立心の向上」を本部町フロンティアビジョンの中核に据えて、その支援に取り組んでまいります。

　また令和６年度から、地域の力を生かした学校運営など、学校を拠点とした持続可能な地域づくりを目的に、新たにコミュニティースクールを導入してまいります。

　１点目に、「幼稚園教育」について、申し上げます。

　幼稚園教育につきましては、本部幼稚園の専任園長を中心に、全幼稚園の体制強化を図ります。

　また、幼稚園と小学校の合同研修会等を通して連携強化を図り、教育体制の更なる強化・構築に取り組んでまいります。

　２点目に、「学校教育」について、申し上げます。

　各学校における校内研修などを充実させ、すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ってまいります。

　ＩＣＴ教育について、令和６年度は新たに上本部学園を研究指定校として、その推進を図ってまいります。

　学校給食は食のインフラであります。食を通して食べ物に関する知識や生活習慣、健康な体づくり、また本部町産食材を活用して、食育の推進を図ってまいります。

　学校給食費無償化については、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、令和６年度も引き続き取り組んでまいります。

　本部高校につきましては、高校と地域をつなぐサポートなど、高校魅力化コーディネーターを配置し、支援をしてまいります。また、後援会への支援、大学及び専門学校等への進学支援も引き続き図ってまいります。

　３点目に、「社会教育」について、申し上げます。

　社会教育の振興につきましては、町内の豊かな自然などを活用し、自然観察教育等を継続的に実施してまいります。また、夏休みを利用した地域学習教室、子ども会活動等、各字の公民館と連携し、引き続き取り組んでまいります。

　更に、町内の自然・歴史・文化などの魅力の情報発信、体験・交流及び各種研修など、もとぶ文化交流センター及び町立博物館を活用してまいります。

　文化活動については、もとぶ展や本部町文化祭の開催など、本部町文化協会などと連携し、取り組んでまいります。

　スポーツ振興につきましては、各学校の体育施設や町運動公園、町民体育館などを活用し、スポーツを通して町民の体力向上等を図ってまいります。

　第６に、「行政ＤＸ化の推進及び行政組織体制の強化と財源の確保について」申し上げます。

　ＩＣＴを活用した行政のＤＸ及び地域のＤＸ推進は、アフターコロナ時代のまちづくりにおいて、その取り組みを着実に強化しなければならないと考えております。

　令和５年度より「本部町ＤＸ推進計画」がスタートしており、行政サービスの向上および行政事務の効率化を図るべく本町のＤＸの推進を加速してまいります。

　その一つとして、住民情報を取り扱う自治体情報システムを国が基準を定めた標準準拠システムへの移行作業を行ってまいります。また国が整備する全国的なクラウド環境の利用に努めてまいります。

　令和５年２月からは転出・転入手続きがオンラインで行えるようになり、これまでに子育て・介護手続きを中心に29手続きがオンライン申請可能となりました。

　令和６年度においてもオンライン申請可能な行政手続きを拡充してまいります。

　情報発信の強化は、これらのまちづくりを行うにあたって、極めて重要だと考えております。

　これまで、報道各社やＦＭもとぶ向けの定例記者会見や本町ホームページの機能拡張などを実施しております。令和６年度は、ＬＩＮＥの機能拡張や様々なイベント情報の発信などをより一層、強化してまいります。

　行政組織体制については、行政ＤＸ化の推進やこども家庭センターの設置など、行政運営に係る様々な事務が増加傾向にあり、なお且つ複雑化してきております。それらに対応するため、行政組織の一部改編等を行ってまいります。

　また、職員一人ひとりが十分な能力を発揮しなければならないことから、職員個々の能力を伸ばすため、職員研修の充実強化に取り組みます。

　財源の確保につきましては、町税をはじめとする自主財源の確保・拡充に取り組んでまいります。

　税収につきましては、昨今の新規の建築や起業等を踏まえ、設備投資や入域客数の増加等に伴う増収に向け、取り組んでまいります。

　課税の面では「公平・確実の原則」に従い、また収納の面では、きめ細やかな相談対応や適正な滞納処分等により収納率の維持・向上に努めてまいります。

　また、共通納税や口座振替等、多様な支払方法による町民の利便性を高めてまいります。

　個人版ふるさと納税、企業版ふるさと納税の応援寄附につきましては、令和６度におきましても、多方面に応援寄附の協力をはたらきかけ、魅力ある町づくりに有効活用を図ってまいります。

おわりに

　以上、令和６年度の町政運営にあたり、主要施策の概要につきまして、重点事業と新規事業を中心に、その一端を申し述べました。

　施策の推進にあたりましては、全職員連携のもと、総力を上げて施策を遂行してまいります。

　最後に、令和６年度においても、町民本位の行政運営を基本とし、常に親切丁寧な対応に徹し、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。私の目指す「日本一心豊かな我がまちづくり」を実現すべく、全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げ、令和６年度の施政方針といたします。

令和６年３月７日

本部町長　平良　武康

　以上でございます。

○　議長　松川秀清　町長の施政方針演説を終わります。

　休憩します。 休　憩（午前10時47分）

　再開します。 再　開（午前10時58分）

　日程第６．報告第１号　令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業計画についてを議題とします。

　本案について提出者の報告を求めます。町長。

○　町長　平良武康　令和６年第２回本部町議会定例会におきまして、２件の報告と18件の議案を提出してございます。その内訳は、沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告が１件、専決処分の報告が１件、条例の制定及び一部改正議案が５件、令和５年度の補正予算関係議案が４件、令和６年度当初予算関係議案が５件、人事に関する選任同意議案が４件となっております。

　説明に当たりましては、副町長、教育長、担当統括監並びに担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○　議長　松川秀清　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　宮城　健　それでは報告第１号を説明いたします。

　報告第１号　令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業計画について。地方自治法第243条の３第２項の規定により、令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を別紙のとおり提出する。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　配付してあります冊子をご準備お願いいたします。令和６年度沖縄県町村土地開発公社における事業計画書となっております。事業内容といたしましては、ページをめくりまして４ページから７ページとなっております。

　６ページ、７ページをお開きお願いいたします。上の段の項目のほうです。本年度取得造成（Ｂ）、ページをまたいでいる部分が本年度の計画となっております。下から３段目、本年度の合計で、取得面積が１万640平方メートル、金額として４億8,996万9,000円となっております。本部支社の事業といたしましては、昭和53年度以降、土地開発公社の活用はしておりません。以上で報告を終わります。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　報告第１号　令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業計画についての報告を終わります。

　日程第７．報告第２号　専決処分の報告についてを議題とします。

　本案について提出者の報告を求めます。建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　報告第２号についてご説明いたします。

　報告第２号　専決処分の報告について。地方自治法第180条第１項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第２項の規定に基づき報告する。令和５年第４回本部町議会（臨時会）で議案第32号をもって議決された、「具志堅地区畑地かんがい施設工事（３工区）」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　次のページをお願いいたします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。具志堅地区畑地かんがい施設工事（３工区）について、契約金額「１億879万9,900円」を「１億1,030万8,000円」に変更し改定契約を締結する。令和６年２月26日、本部町長　平良武康。

　次のページから資料を添付しておりますので、ご覧ください。工事場所は、字具志堅地内で施工中の具志堅地区畑地かんがい施設工事（３工区）の現場となっております。

　Ａ３横の全体計画図をご覧ください。太い赤線で表示されているのが今年度の工事実施箇所を表しておりまして、今回変更に係る箇所は、図面中に「支線２号追加」と表示している部分になっております。

　今回の変更につきましては、工事請負契約時の入札残による工事予算を有効に活用し、事業の早期完了に向けて、次年度以降予定しておりました工事箇所を、一部本工事にて追加して、前倒しにて施工を行うことといたしました。請負業者は、有限会社仲建工業となっております。以上で報告を終わります。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　報告第２号　専決処分の報告についての報告を終わります。

　日程第８．議案第６号　本部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。住民生活統括監兼総務課長。

○　住民生活統括監兼総務課長　仲宗根　章　議案第６号　本部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。本部町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、複雑化する業務を全庁的、横断的な取組が可能な組織体制を図り、業務の効率化を進めるため、本部町課設置条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

　３枚目をお願いいたします。新旧対照表でございます。課設置条例の改正でございますが、課の名称、課の再編があるわけではなくて、課の中で位置づけられている業務の移行を今回提案しております。企画が持っている業務を総務課に移す内容でございます。新旧対照表の右側は現行でございます。現行の中ほどに企画商工観光課がございます。その企画商工観光課の４号の過疎振興計画と、６号のデジタル化の推進及びセキュリティーに関することを、左側の改正案の上から３段目に総務課がございまして、総務課の第５号にデジタル化の推進及びセキュリティーに関すること、そして第６号に過疎振興計画の推進及び調整に関することということで、この２つの業務を企画から総務課に移行するものでございます。

　過疎計画に関しましては、財政と非常に関連が強いですので、財政班のほうで移行する予定でございます。そして、企画にございますデジタル広報班のうち、広報の部分は企画に残す予定となっていまして、デジタル部分を班ごと総務のほうに移行する予定でございます。その理由でございますが、役場内の組織全体の運営を担当している総務課の行政班と、町の財政を管理しています財政班と、一体となって、全庁的にＤＸ化を推進するということで、今後ＤＸの強化を図ってまいります。その中で、関連の強い総務課のほうに移行しまして、強力に進めたく、体制を整えたいということでございまして、今回この議案を提案しているところでございます。以上でございます。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第９．議案第７号　本部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。住民生活統括監兼総務課長。

○　住民生活統括監兼総務課長　仲宗根　章　議案第７号　本部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。本部町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、任期付職員制度の導入及び育児休業取得の促進を図るため、本部町職員定数条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

　こちらも参考資料のほうで説明をさせてください。新旧対照表をお願いいたします。下に２ページと書いているところでございます。左が改正案、右が現行でございますが、３号の町長事務局の職員を115から127に、そして５号の教育委員会関連の職員を25人から28人、水道事業の職員を８人から10人に変更するものでございます。

　その次のページ、最後のページをお願いします。令和５年度の現行と改正案を載せております。３号の町長部局は定数が115に対しまして、現在112名でございます。教育委員会関連は25を実数23名、水道関連は８名の定数に対して７名の実数がおりますが、今回提案する理由が、任期付職員制度の導入を数年前から行っております。職員が産休、育休に入る場合、その制度導入前は、いわゆる臨時の職員を充てて業務を行っておりました。臨時の職員は定数に入りません。任期付職員は定数にカウントされます。ですので、例えば１業務について、職員が育休に入った場合には、その職員も定数に入りますし、代替で入った任期付職員も定数に入ると。一つの業務に対して２人が定数上は入るということで、実際仕事をやるのは代替の職員１人ですけれども、ですので、実際の定数、現行の定数ではオーバーしてしまう可能性があります。さらに、男性の育休の取得も、今後さらに促進していく予定でございますので、この場合も、任期付職員をその期間、任期を付けて充てるという対策を取る予定でございますので、現行の定数では、足りてはいますけれども、今後の予測として10％程度、今言った引上げは、約10％程度を引き上げたいという提案でございます。その定数を引き上げたからと言って、決して職員を増やすというわけではなくて、事務量に対して職員を充てるので、あくまでも今後の育休等のために十分な定数を確保しておきたいということでございます。以上で説明を終わります。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第10．議案第８号　本部町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　議案第８号を説明いたします。

　議案第８号　本部町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和６年４月１日に施行されることに伴い、本部町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

　３ページ目の新旧対照表でもって説明いたします。左側が改正案、現行、右側となっております。第５条のうち、下線、アンダーラインの部分、現行の第243条の２の２第８項の部分を、改正案により、第243条の２の８第８項に改めるものでございます。変更の内容は、先ほども申し上げましたが、地方自治法の一部が改正されました。現行の条項に追加変更、整理がございましたので、それに伴う改正となっております。以上、議案第８号の説明を終わります。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第11．議案第９号　本部町国民健康保険財政調整基金条例の制定についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　松本一也　議案第９号　本部町国民健康保険財政調整基金条例の制定について。本部町国民健康保険財政調整基金条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　提案の理由、平成30年度から沖縄県が国民健康保険財政の運営主体となったことにより、国民健康保険特別会計の年度間の財政調整が必要となったため、これのために、今回の議案の提出となっております。

　ページをお開きください。本部町国民健康保険財政調整基金条例でありますが、その前に少しだけ説明させてください。平成30年度から、国民健康保険は県と市町村が共同で運営することになっております。その財政運営の主体は県が担っているところであります。市町村は、沖縄県が市町村ごとに決定した事業納付金というものを納付し、保険給付に必要な費用は、保険給付といいますと、医療費の支払いは全額、県のほうから普通交付金として交付されます。普通交付金は見込みで交付される期間があるため、翌年度に精算があります。本部町の国民健康保険特別会計は、平成30年度以降、そして昨年の令和４年までは一般会計からの赤字補塡となる法定外繰入はありませんでした。単年度収支、少しずつ、赤字ではあったんですけれども、繰越金等がありまして、決算自体は、赤字ではありませんでした。ただ、本年度は赤字補塡が法定外となる可能性が出てきている状況であります。これにつきましては、年々、１人当たりの医療費が増える状況があって、今年度から赤字になる予測となっております。そのため、普通交付金の精算がされるまでに、歳入の不足が生じるために、同基金の設置を、年度間の調整を図るために行いたいと思っているところであります。

　改めて条文のほうをお願いいたします。新しい条文でありますので、読み上げたいと思います。

　本部町国民健康保険財政調整基金条例、第１条（設置）国民健康保険事業財政の健全な運営に資するため、本部町国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。第２条（積立て）基金として積み立てる金額は、当該年度の予算で定める金額の範囲内とする。第３条（管理）基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実な有利な方法により保管しなければならない。第４条（運用益金の処理）基金の運用から生じる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。第５条（繰替運用）町長は、財政上必要があると認めたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。第６条（処分）町長は、財政上必要があると認めるときは、基金の全部または一部を国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。第７条（委任）この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関しては必要な事項を町長が別に定める。附則（施行期日）１項、この条例は、令和６年４月１日から施行する。２項、本部町国民健康保険基金条例の廃止、本部町国民健康保険基金条例、これは昭和50年に制定されております。その条例については廃止します。以上、説明とします。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第12．議案第10号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○　教育委員会事務局長　有銘高啓　議案第10号についてご説明いたします。

　議案第10号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、本部町学校運営協議会の設置に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

　次のページをお開きください。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表に、次のように加えるということであります。本部町部活動指導員の次に、本部町学校運営協議会の表を追記するということになっております。施行期日、この条例は、令和６年４月１日から施行するということになっております。

　次のページは新旧対照表となっており、改正案のとおり表を追記するということとなっております。

　今回、この学校運営協議会の設置につきましては、学校指導要領の中で、社会に開かれた教育課程を実現するために、施政方針にありましたコミュニティースクールを令和６年度に実施するに当たりまして、運営協議会を設置することとなっておりますので、今回提案しているということになっております。以上です。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第13．議案第11号　令和５年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。住民生活統括監兼総務課長。

○　住民生活統括監兼総務課長　仲宗根　章　議案第11号　令和５年度本部町一般会計補正予算について。令和５年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　次の次のページをお願いいたします。３枚目でございます。令和５年度本部町一般会計補正予算。令和５年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出からそれぞれ1,782万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ113億3,192万3,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。（繰越明許費）第２条、地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。（地方債の補正）第３条、地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

　続きまして、４ページの第２表繰越明許費の欄をお願いします。繰越しがございますので、その説明をいたします。今回は、20事業を令和５年度から令和６年度へ繰越しをお願いしたいと思っております。国からの交付決定が年末、あるいは年度末等にありまして、そして災害復旧関係もございまして、どうしても繰り越さざるを得ない事業もございます。一つずつ説明をさせてください。まず、低炭素なまちづくり推進事業3,124万2,000円でございますが、こちらは伊豆味トンネルと道路照明をＬＥＤに切り替える事業でございますが、導線や灯具などの資材供給に遅れが生じております。そのため繰り越しておりまして、令和６年９月末に完了を予定しております。続きまして、社会保障・税番号制度システム整備事業861万3,000円の繰越しでございますが、国が作成をしますシステム改修の統一の仕様書が昨年12月にございました。よって、繰り越さざるを得ない事業でございました。令和６年12月末完了予定でございます。続きまして、戸籍振り仮名追加機能整備事業308万円、こちらは、国の交付決定が昨年12月になったことから、システムの改修の着手も遅れております。こちらは令和７年３月末、令和６年度いっぱいかかる予定でございます。続きまして、価格高騰重点支援給付金事業、これは７万円の給付金事業でございますが、非課税世帯に７万円の給付事業であります。1,413万4,000円、続きまして、その下の子育て支援特別商品券の事業3,992万6,000円、いずれも、国の予算が昨年11月末に成立して、そこから業務が開始された物価高騰支援事業でございます。よって、交付決定等が年度の後半になるということでございまして、価格高騰の分は令和６年12月、子育て支援の商品券に関しては令和６年度いっぱいを見込んでいるところでございます。続きまして、有機資源リサイクル施設活用促進事業117万1,000円、こちらは、施設の高圧用器具の撤去作業を予定しておりましたが、その撤去作業に時間を要しました。よって、全体の工事がその分遅れることになりました。令和６年６月末完了予定でございます。田空ハーソー公園機能強化事業２億2,939万円、こちらは工事着手前の土質調査において追加の調査等が発生しました。また、鉄骨材の調整等に不測の日数を要したため繰り越しておりまして、令和６年６月中に完了を予定しております。続きまして、本部港渡久地地区の水産整備事業２億9,280万8,000円、こちらは浮き桟橋のものでございますが、磁気探査、土質調査と、沖縄県が発注の、渡久地港の浚渫工事が重なりました。その重なったことによりまして、工事が遅れております。完了が本年６月末を予定しております。そして次の、町道区画線工事342万3,000円、こちらは12月の補正予算で可決をいただきました。工事は既に発注済みでありますけれども、県内の道路ラインを引く専門業者の繁忙期と重なりまして、どうしても本年度末では完了が厳しいということで繰り越すものでございます。本年４月末には完了を予定しております。続きまして、健堅石嘉波線の道路改良事業1,410万3,000円でございますが、こちらは相続手続に時間を要し、用地交渉に遅れが生じております。令和６年６月末の完了を予定しております。上本部学園線道路整備事業5,875万8,000円、こちらは、土地の権利者の調査及び物件の移転に時間を要しております。そのため繰越しされます。令和６年12月末完了を予定しております。続きまして、満名本線道路整備事業１億3,411万2,000円でございますが、満名橋、橋を架けておりますが、その橋台工事におきまして、想定よりも固い土質が原因で、矢板の施工に時間を要しました。また、土地権利者の調査と物件の移転にも時間を要しているところでございます。そのため繰越ししまして、令和６年12月末で完了を予定しております。町営住宅瀬底第３団地新築事業１億5,266万4,000円、こちらは、昨年度発注の設計業務が用地交渉に不測の日数を要して、それを繰り越しました。その影響で工事費の発注に遅れが生じたため、その工事も繰り越しております。令和７年３月、令和６年度中の完成を予定しております。瀬底小学校屋内運動場屋根改修事業3,178万1,000円、他業務との設計確認に不測の日数を要しまして、工事の発注が遅れました。こちらは本年６月末完了を予定しております。本部町共同調理場改築事業3,747万円、こちらは給食センターでございます。本体工事発注後、設計内容に変更が生じたことから、工事の完成に遅延が生じました。そのため繰り越しておりまして、令和６年８月末の完了を予定しております。続きまして、次以降は災害復旧に関わるものですので、16番から20番まで併せて説明をいたします。台風６号で被害が生じたところの災害復旧事業でございまして、農林水産施設の災害復旧事業から一番下の大嵐線の災害復旧工事まで、併せて説明をいたします。こちらは、交付決定は令和６年３月下旬を予定しているところですけれども、災害復旧工事を急ぐために、交付決定前に着手をしております。しかし、期間が非常にタイトでございまして、あと災害の範囲も広いことから繰り越さざるを得ないものでございます。令和６年７月末を、災害復旧完了予定をしておりまして、一番下の大嵐線は令和６年５月で、全て災害復旧を完了する予定となっております。すみません、ちょっと長くなりましたが、繰越明許費は以上でございまして、今回の補正の事業につきまして、大まかな事業をピックアップしまして説明いたします。

　事項別明細書、歳出の18、19ページをお願いします。民生費、社会福祉費でございます。19ページの上から３段目、国民健康保険特別会計繰出金１億3,048万7,000円、こちらは国民健康保険の医療費の増加に伴う繰出金でございます。先ほど健康づくり推進課長からありました、令和５年度に赤字になる可能性があるということでございまして、その分の見込みを立てまして、今回１億3,000万円を基準外で繰り出すものでございます。ただ、このうちの9,000万円は医療費にかかる分でございますので、9,000万円に関しましては、県から交付金として戻ってくるということでございまして、交付決定が今年度になれば今年度戻し、６年度になれば６年度戻しということで、１億3,000万円のうちの9,000万円は交付があるということでございまして、4,000万円に関しましては、赤字の補塡分として計上しているところでございます。決算になれば、また再度詳細な説明を９月定例議会で行いたいと思っております。

　続きまして、22、23ページをお願いいたします。民生費の児童福祉費、23ページの上から７段目の法人保育園負担金2,230万7,000円の増でございます。国が定める給付費の基準が引き上げられたことに伴い、各法人保育園に対する負担金が増額となっております。国が定める給付金は、人件費が高騰している中で、国の基準も人件費分が上がったということでございまして、その分負担金が上がります。2,200万円のうち、国が２分の１、県と町が４分の１ずつの負担となっております。

　続きまして、40ページ、41ページ、商工費、41ページの一番下、商品券換金費352万5,000円の減額、こちらは町民１人当たり5,000円の商品券の配布事業でございます。生活支援及び経済活性化事業として事業化しているものでございまして、本年１月31日で、店舗で使える使用期間が終了しました。今現在、店舗からの換金の最中でございますが、使える期間が終了したことにより、事業費を、残額を減額するものでございます。交付率が94.7％、役場から町民に対して交付した率が、対象者に対しまして94.7％でございます。換金率はまだ締めていませんので、今から換金率は算出するものでございます。

　最後になります。44、45ページをお願いいたします。都市計画費の、45ページの一番下でございますが、公共下水道特別会計繰出金1,800万円の減額、こちらは公共下水道特別会計の補正予算において、電気料金が1,800万円減額の計上をされております。一般会計から繰出しが同額、一般会計からの繰出しが必要なくなりますので、その分減額計上しているところでございます。

　各事業の説明は以上でございますが、今回の補正は、事業完了等によりまして、予算の残額が生じた事業の減額補正が主な内容となっているところでございます。併せまして、本日配付しておりますＡ３の縦の２枚つづり、令和５年度３月補正の主要事業一覧に、もう少し細かい内容の事業を列挙してございますので、そちらを参考にしていただければと思います。以上、説明を終わります。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第14．議案第12号　令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　松本一也　議案第12号　令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　１ページめくってください。令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）。令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,880万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,095万9,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。令和６年３月７日、本部町長　平良武康。

　事項別明細書を３ページほどめくって、事項別明細書の１ページ、総括表のほうで説明いたします。まず、歳入のほうですけれども、１款国民健康保険税のほうで、補正額として4,173万6,000円を減額しております。それと、10款繰入金につきましては、先ほど一般会計のほうでも説明がありましたけれども、１億3,048万7,000円を繰入金として計上しております。

　歳出のほう、１款総務費127万7,000円を減額しております。２款保険給付費を9,008万1,000円の増額としております。その内容について説明いたします。２ページのほうをお開きください。まず、１款１項１目、一般被保険者国民健康保険税4,173万6,000円の減額でございます。その減額につきましては、まず、要因としましては、被保険者の所得の減が見られます。それによって調定額が下がっております。それが１点目です。あと被保険者数の減でございます。団塊の世代の方々が75に移行する年になっておりまして、その団塊の世代の方々が国民健康保険から後期高齢者医療に移行することによって、被保険者数が減っております。それが一つ。あと収納率の減でございます。今現在、令和６年１月現在、対前年比1.5％ぐらい収納率が落ちてございます。そのまま行きますと、年間を通して約500万円ぐらいの減額、収入の減となる予想でございます。その減額になっている理由、収納率の減につきましては、予想している中で考えられる理由としましては、物価の高騰などによって住民の生活に影響が出ていて、生活費に押されてなかなか税の納めに回ってこないということが考えられます。それともう１点、納税相談員なんですけれども、今、４名の納税相談員で、昨年までは４名でありましたけれども、今年度で１人退職しまして３名体制となっております。先ほど歳出のほうで、総務費で120万円余りの報償費を減額していますが、その相談員１人減による減額でございます。ただいまずっと、その納税相談員の募集を行っているところではありますけれども、特殊な業務でありますので、なかなか成り手がつかなくて、いろいろな方面から声かけしながら確保に努めているところであります。そういった原因などによって、保険税の4,000万円余りが減額とされております。

　あと５ページのほう、歳出のほうになります。その中段の７のその他一般会計繰入金、先ほども説明しておりますけれども１億3,377万6,000円の繰入れとなっております。これにつきましては、医療費のほうが増額しておりまして、昨年の10月あたりから一月単位で医療費が伸びている状況であります。その原因につきましては、詳細はこれから調査をしますけれども、そのために、当初予算で組んでありました保険給付費が足りなくなります。その影響によって、ごめんなさい、今６ページですね、すみません。６ページで説明しているのは繰入金でありますので、歳入のほうであります。

　その１億3,300万円の内容については歳出のほうで説明いたします。歳出の11ページをお願いいたします。負担金、補助及び交付金なんですけれども、一般被保険者給付金7,000万円、先ほど少し述べましたけれども、これが医療費の伸びによって増えた額でございます。

　次の13ページ、同じく医療費のほうで一般被保険者の高額療養費、これも同じく医療費でございますが、一緒に伸びておりまして、約9,000万円ほどの医療費の伸びとなっております。その影響によって、先ほど述べた繰入金、一般会計から基準外繰入をお願いしているところであります。以上、説明とさせていただきます。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第15．議案第13号　令和５年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　松本一也　議案第13号　令和５年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和５年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　１ページをおめくりください。令和５年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）。令和５年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ469万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億4,243万8,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。令和６年３月７日ですね。

　内容としましては、２ページほどめくって、歳入歳出予算事項別明細書のほうで説明いたします。１ページのほうをおめくりください。補正の内容としましては、歳入の第１款の後期高齢者医療保険料が621万8,000円の減額としております。６款の繰入金、これは基盤安定負担金のものになります。152万1,000円を計上しております。

　歳出のほう、第２款、後期高齢者医療広域連合納付金469万7,000円を減額してございます。歳入歳出の総額で１億4,243万8,000円となっております。以上です。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第16．議案第14号　令和５年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　議案第14号をご説明いたします。

　議案第14号　令和５年度本部町公共下水道特別会計補正予算について。令和５年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　ページを１枚おめくり願います。令和５年度本部町公共下水道特別会計補正予算。令和５年度本部町公共下水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億1,141万円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。（繰越明許費の補正）第２条、繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

　ページを１枚めくっていただきまして、２ページ目をお開き願います。第２表繰越明許費補正の追加となっております。２款施設費、２項施設新設改良費、事業名、本部町浄化センター実施設計業務、金額１億5,060万4,000円となっております。当該業務は、当該業務に先立って行われます令和４年度基本設計業務が令和５年度に１年間繰越しされ、現在報告を受けております。それに伴い、それを受けた後に実施設計を開始しますことから、令和５年度分の実施設計費用を繰越費用に計上しております。

　事項別明細書のほうで歳入歳出の説明をいたします。最終ページの５ページ目をお開きください。２款１項１目の施設維持費の需用費1,800万円の減額となっております。先ほど一般会計のほうでもご説明がありましたが、光熱水費のうち電気代の減額になっております。光熱水費、電気代は、当初予算において単価高騰を予測し、１年間の予算を計上しておりましたが、その後、県等の沖縄電力への高騰緊急対策事業等がございましたので、予測よりも電力単価が抑えられたため、トータルの予算を減額するものでございます。

　ページを一つ戻りまして３ページ目をお願いいたします。電気料の減額を1,800万円にいたしまして、一般会計繰入金のほうから同額1,800万円を減額するものとなっております。以上、議案第14号の説明を終わります。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　休憩します。 休　憩（午前11時58分）

　再開します。 再　開（午後１時30分）

　日程第17．議案第15号　令和６年度本部町一般会計予算についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。住民生活統括監兼総務課長。

○　住民生活統括監兼総務課長　仲宗根　章　令和６年度の一般会計予算の説明をいたします。こちらオレンジの冊子をお願いいたします。一般会計の予算書でございます。こちらでもって説明をいたします。

　表紙をめくりまして、議案第15号　令和６年度本部町一般会計予算について。令和６年度本部町一般会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　次のページをお願いいたします。令和６年度本部町一般会計予算。令和６年度本部町一般会計予算は次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億1,297万8,000円と定める。２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。（債務負担行為）第２条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。（地方債）第３条、地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。（一時借入金）第４条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。（歳出予算の流用）第５条、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。１号、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

　６枚めくりましたら、総括という薄い緑のページが出てまいります。そのページの後ろの２ページ、３ページをお願いいたします。歳出でございます。この歳出のほうで概要を説明いたします。２ページ目の一番下の合計額でございますが、令和６年度の一般会計の予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億1,297万8,000円でございます。前年度と比較しまして、約15億6,000万円の減額の予算となっているところでございます。同じページの、説明しますが、減額の予算の主な要因としまして、まず６款の農林水産業費の約７億7,000万円の減額がございます。これは、北部振興事業で整備を進めております本部港渡久地地区の浮き桟橋の工事費で約４億4,000万円の減額、田空ハーソー公園機能強化事業の工事費等で約３億4,000万円の減額が主な要因となっているところでございます。

　続きまして、教育費におきまして約６億円の減額となっております。こちらは、給食センターの改築事業が約６億6,000万円の事業費でございましたが、給食センターの完成によりまして、その分が減額になります。その影響でございます。

　続きまして、12款の公債費で約４億7,000万円の減額でございますが、こちらは、役場庁舎の建設事業債の繰上償還金約４億6,000万円を令和５年度に計上し、繰上げが、償還が完了したことから、今年はその分が減額となっております。減額の主な要因は挙げたとおりでございます。令和６年度の当初予算は、ハード事業の完了等により減額予算となっているところでありますが、継続事業の町道３路線、健堅石嘉波線、上本部学園線、満名本線、約６億円を令和６年度の予算に計上しているところでございます。それとともにＤＸ関連事業、子ども家庭センター事業など、新規事業を積極的に取り入れて計上しているところでございます。これら以外の令和６年度の主要事業につきましては、本日Ａ３縦の２枚つづりの資料を配付してございますが、令和６年度主要新規事業一覧の表がございます。こちらに主な新規事業等を列挙しておりますので、参照してくれればと思っております。

　続きまして、歳入の概要を説明します。歳入は、申し訳ございません、１ページ戻りまして、事項別明細書の１ページをお願いします。歳入につきましても、歳出と同様、約15億円の減額予算となっているところでございます。減額の主な要因でございますが、16款の国庫支出金が約５億5,000万円の減額、17款の県支出金が約7,900万円の減額、23款の町債が約６億7,000万円の減額、これらは、歳出で説明をしましたハード事業の完了等により、国庫補助金及び県補助金の減額によるものと、事業に充てる起債の減額でございます。一方で、12款の地方交付税が約１億900万円増額になっております。こちらは、国の地方財政計画において、交付税が1.7％増額を計画しているとの発表がございました。その率の分を増額計上しているところでございます。繰り返しになりますが、令和６年度の主要事業につきましては、本日配付しております令和６年度主要新規事業一覧等に、主な事業を挙げておりますので、こちらのほうで参照していただければと思います。以上、説明を終わります。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第18．議案第16号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　松本一也　議案第16号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計予算について。令和６年度本部町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　次のページをお願いします。令和６年度本部町国民健康保険特別会計予算。令和６年度本部町国民健康保険特別会計予算は次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億3,159万3,000円と定める。２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。（一時借入金）第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、８億円と定める。（歳出予算の流用）第３条、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。１号、各項に計上した報酬、給与、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。２号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

　内容について説明いたします。３枚ほどめくりまして、１ページの事項別明細書で説明させていただきます。総括表になっておりますが、まず歳入のほうから、本年度予算額で国民健康保険税が２億5,217万1,000円、対前年比で3,000万円ほどの減となっております。第６款県支出金でございます。13億928万7,000円、これにつきましても5,600万円の減額となっております。この県の支出金につきましては、療養給付費等医療費に係る部分の費用として、県の普通調整交付金、あるいは特別調整交付金で交付される金額でございます。第10款繰入金２億6,928万8,000円、これにつきましては、法定内の繰入金でございます。職員の給与等、あと保険負担の費用の負担分等の法定内の金額となっております。

　歳出のほうをお願いします。歳出の２款の保険給付費でございますが、本年度12億6,814万1,000円、対前年比で4,300万円ほどの減額としております。これにつきましては、国保加入者が減ってきたということも合わせて、医療費が下がってきていると。全体の医療費、１人当たりの医療費は年々増加しているんですけれども、被保数が少なくなってくる関係上、全体的な医療費は減ってきているということです。３款の国民健康保険事業納付金でございます。４億5,616万2,000円となっております。これについても、対前年比で4,600万円ほどの減額となっております。歳入歳出合わせもって、全体の予算が18億3,159万3,000円となっております。以上、説明とさせていただきます。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第19．議案第17号　令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　松本一也　議案第17号　令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について。令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　１ページをおめくりください。令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計予算。令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億6,492万8,000円と定める。２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。（一時借入金）第２条、地方自治法第35条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円とする。（歳出予算の流用）第３条、地方自治法第220条第２項ただし書きの規定による歳入歳出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。１号、各項に計上した報酬、給与、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とします。

　内容につきましては、２ページほどめくりまして、歳入歳出予算事項別明細書総括の１ページのほうで説明させてください。まず歳入のほう、後期高齢者医療保険料が本年度予算１億318万5,000円で、対前年比1,528万9,000円の増となっております。第６款繰入金6,034万6,000円、対前年比で587万円の増額となっております。

　歳出のほうですが、総務費1,034万1,000円、対前年比371万2,000円の増額となっております。２款後期高齢者医療広域連合納付金、これが１億5,301万8,000円、対前年比1,746万1,000円の増となっております。歳入歳出合計が１億6,492万8,000円の予算となっております。以上です。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第20．議案第18号　令和６年度本部町下水道事業会計予算についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　議案第18号を説明いたします。

　議案第18号　令和６年度本部町下水道事業会計予算について。令和６年度本部町下水道事業会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　次のページをおめくりいただきまして、１ページ目をお願いいたします。

　令和６年度本部町下水道事業会計予算。（総則）第１条、令和６年度本部町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。（業務の予定量）第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。１、接続戸数3,566戸。２、年間総排水量167万6,465立米。３、一日平均排水量4,593立米。４、主な建設改良事業。（１）本部町浄化センター実施設計業務。（２）本部町公共下水道改築工事。（収益的収入及び支出）第３条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、財務支援等業務の財源に充てるために330万円を借り入れる。収入、第１款下水道事業収益６億6,328万4,000円。支出、第１款下水道事業費用６億7,703万9,000円。次のページをお願いいたします。２ページ、（資本的収入及び支出）第４条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,387万3,000円は、引継金4,865万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額535万8,000円、当年度分損益勘定留保資金3,986万1,000円で補塡するものとする。）。収入、第１款資本的収入１億8,147万7,000円。支出、第１款資本的支出２億7,535万円。（特例的収入及び支出）第４条の２地方公営企業法施行令第４条第４項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ3,068万8,000円及び1,876万円である。なお、特例的支出中、法適用移行支援業務等の財源に充てるために850万円を借り入れる。次の３ページ目をお願いいたします。（企業債）第５条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、下水道事業。限度額、6,730万円。公営企業会計適用、330万円。（一時借入金）第６条一時借入金の限度額は、２億5,000万円と定める。ページをおめくりいただきまして、４ページ目をお願いいたします。（予定支出の各項の経費の金額の流用）第７条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第１項、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）第８条次に掲げる経費については、その経費の全額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費2,345万9,000円。（他会計からの補助金）第９条下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、１億8,298万8,000円である。

　ページをめくっていただきまして、10ページ目をお開き願います。令和６年度の当初予算キャッシュフロー計算書を添付しております。一番上段のほうにあります当年度純利益又は当年度純損失ゼロ円という金額で計上しております。

　細かな説明は実施計画明細書にて行います。実施計画明細書、22ページ、23ページをお願いします。実施計画明細書の中から主要の項目で説明させていただきます。第１款１項１目の上段から３つ目です。公共下水道使用料、本年度１億5,800万円、今年度から公営企業会計の一部を適用した予算書のつくりとなっておりまして、前年度の数字が入っていないことをご了承願います。ちなみに、前年度は１億3,490万円でありまして、令和６年度はプラスの2,310万円を計上している形としております。

　ページをおめくりいただきまして、30ページ、31ページであります。新たな委託事業が多くなっておりますので、説明させていただきます。25節委託料、下段から数えまして８段目、ストックマネジメント、その下３つがストックマネジメント計画策定という金額が入っております。処理場、管渠、ポンプ場に対して策定していくものになります。ストックマネジメントとは、膨大な下水道施設、ストックの老朽化の進展状況を予測しリスク評価により優先順位をつけた上で、点検調査及び修繕改築を実施し、下水道施設、ストック全体を計画的かつ効率的に管理していくものです。計画期間は５年で策定してくださいというものになっておりまして、本町のストックマネジメントは、処理場、管渠、ポンプ場ともに令和７年度末で計画が切れることとなっております。よって、新たなストックマネジメント計画、今後５年間の計画を策定するものに着手するものの委託料となっております。ストックマネジメントのすぐ下、下から５段目、雨水管理方針策定業務がございますが、こちらの内容は、雨水事業に係る下水道区域を定め、整備の優先順位等の方針を定める計画となっております。下の委託とも関連しますので、併せて説明させてください。その下の下から４段目です。雨水出水浸水想定区域図策定とありますが、これは雨が降った場合、河川や海岸に排出できなかった場合の、浸水が予想される区域を雨水出水浸水予定区域として公表することを求められております。それに係る費用を計上させていただいております。さらにその下、下から３段目、公共下水道全体計画策定とございますが、町道満名本線事業の整備の進捗に合わせまして、現在、並里本線沿いの一部を新たな下水道区域にできないか検討しているところであります。それを目指しまして、事業計画、全体事業の中から下水道区域を広げるための作業がございますので、その作業に当たる費用を計上しております。この業務には、併せて農振の手続や都市マスの変更等も加わってくる業務となってきます。さらにその下、下から２段目をお願いいたします。公共下水道事業計画策定です。公共下水道事業策定は、こちらも、少なくとも５年に一度実施計画を策定しているものであります。本町の下水道事業計画は、今取りかかっている浄化センターの改築、または管更生等も全てこの事業計画に沿って行っております。令和６年度でその計画が一旦切れますので、令和７年から５年間実施する事業の計画を定めるものであります。

　ページをめくっていただきまして、36ページ、37ページ、主な項目を説明させていただきます。資本的収入及び支出のうち、支出の部分になります。中段辺り、２目処理場整備費、37ページに移っていただきまして、処理場整備として8,530万1,000円の計上がございます。うち一番大きな金額が上段から16段目、処理場建設費8,500万円、こちらは本部町の浄化センター再構築、今行っている実施設計の令和６年分の費用となる予定となっております。さらに２つ下に下りていただきまして、管渠整備費とございますが、管渠整備費上段の450万1,000円、こちらは下のほうに書かれておりますが、満名橋上水道管移設工事、満名橋の架け替えに伴って移設する工事費となっております。これは単費になります。次、下、下水道改築工事、昨年までも行っておりますが、管更生の工事がございます。浦崎幹線モトブリゾート前と渡久地の渡久地橋付近の一部の管更生を行いたいと思います。以上、議案第18号の説明を終わります。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第21．議案第19号　令和６年度本部町水道事業会計予算についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　議案第19号をご説明いたします。

　議案第19号　令和６年度本部町水道事業会計予算について。令和６年度本部町水道事業会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　ページをおめくりいただきまして、１ページ目をお願いいたします。読み上げます。

　令和６年度本部町水道事業会計予算。（総則）第１条、令和６年度本部町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。（業務の予定量）第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。給水戸数6,558戸。年間給水量260万4,896立米。一日平均水量7,137立米。主な建設改良事業。（１）新浄水場工事。（２）道路改良工事に伴う配水管布設工事。（収益的収入及び支出）第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入、第１款水道事業収益５億3,720万1,000円。支出、第１款水道事業費用５億193万7,000円。次のページをおめくりねがいます。（資本的収入及び支出）第４条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,778万2,000円は、当年度損益勘定留保資金で補塡するものとする。）。収入、第１款資本的収入５億8,364万円。支出、第１款資本的支出６億8,142万2,000円。３ページ目をお願いいたします。（企業債）第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業費。限度額、３億3,062万2,000円。（一時借入金）第６条、一時借入金の限度額は、２億円と定める。（予定支出の各項の経費の金額の流用）第７条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第１項、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）第８条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費7,026万9,000円。次のページをお開き願います。４ページ、（重要な資産の取得及び処分）第９条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。取得する資産、種類、土地。名称、瀬底ポンプ場発電機ヤード用地。数量、428平米。

　ページをめくっていただきまして、10ページ目をお開き願います。上水道事業の令和６年度当初予算キャッシュフロー計算書でございます。上段一番上の金額、当期純利益、予想ですが666万1,961円となっております。

　詳細の主な項目を実施計画明細書にて説明いたしますので、24ページ、25ページをお開きお願いいたします。上段一段目、１款１項１目給水収益、本年度４億6,134万7,000円、対前年度との比較、プラスの3,344万2,000円と計上しております。

　次のページをめくっていただきまして、しばらくめくって、30ページ、31ページ目をお開き願います。中段辺りに27節受水費の計上をしております。受水費は、沖縄県企業局が30年ぶりに単価を上げるということになっております。令和６年10月１日から、現在より23円上がることとなりますが、それらに対応するために金額を計上しております。対前年度の当初予算と比べますと、プラス1,407万3,000円の計上となっております。

　ページをずっとめくっていただきまして、44ページ、45ページをお開き願います。資本的収入及び支出の分に係る支出の主な項目を説明させていただきます。上段の一段目でございますが、１款１項１目浄水場設備費、新浄水場の整備に充てるために５億1,632万円を計上しております。それから３段下がりまして、４目の配水設備費がありますが、5,859万2,000円を計上しております。内訳は説明書きに書いておりますが、満名橋上水管かけ替え仮設工事、健堅石嘉波線水道管新設工事、上本部学園線水道管新設工事、こちらは建設課で行います工事に合わせて、占用している物件を仮設で切り替えることと、新たな道路整備につきましては、新たな配管布設を行うものであります。その下の谷茶渡久地線水道管布設替え工事、こちらは老朽管でございまして、漏水調査の結果、漏れているという可能性が大きくなっているエリアになります。計画的に老朽管対策を行いたいと思いますが、今回は谷茶渡久地線の一部、約260メートルですが、改修、布設替えしていく予定となっております。その下、老朽管改築更新費、こちらは数多く老朽管がありますが、場所はまだ決定しておりませんが、その時々の状況を見て、取りかかれるように880万円の計上をして備えているものとなります。そこから２段下がりまして、固定資産購入費、先ほど予算書第９条の瀬底ポンプ場、発電機ヤード用地の金額を計上しております。以上、議案第19号の説明を終わります。

○　議長　松川秀清　提案理由の説明を終わります。

　なお、質疑、討論、採決は後日行います。

　日程第22．議案第20号　固定資産評価審査委員の選任同意についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○　町長　平良武康　議案第20号　固定資産評価審査委員の選任同意について。本部町固定資産評価審査委員として下記の者を選任したいので、地方税法第423条第３項の規定に基づき議会の同意を求める。

　記、住所、沖縄県国頭郡本部町字野原地内。島袋徹志。生年月日、昭和32年。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、令和６年３月31日をもって、本部町固定資産評価審査委員が任期満了することに伴い、地方税法第423条第３項の規定により、新たに委員を選任し、議会の同意を得る必要がある。

　これが、この議案を提出する理由である。

　次ページの参考資料をお目通し願いたいと思っております。以上、提案いたします。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第20号　固定資産評価審査委員の選任同意についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第20号　固定資産評価審査委員の選任同意については、原案のとおり可決されました。

　日程第23．議案第21号　固定資産評価審査委員の選任同意についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○　町長　平良武康　議案第21号　固定資産評価審査委員の選任同意について。本部町固定資産評価審査委員として下記の者を選任したいので、地方税法第423条第３項の規定に基づき議会の同意を求める。

　記、住所、沖縄県国頭郡本部町字謝花地内。仲間厚洋。生年月日、昭和32年。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、令和６年３月31日をもって、本部町固定資産評価審査委員が任期満了することに伴い、地方税法第423条第３項の規定により、新たに委員を選任し、議会の同意を得る必要がある。

　これが、この議案を提出する理由である。

　以上、提案いたします。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第21号　固定資産評価審査委員の選任同意についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第21号　固定資産評価審査委員の選任同意については、原案のとおり可決されました。

　日程第24．議案第22号　固定資産評価審査委員の選任同意についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○　町長　平良武康　議案第22号　固定資産評価審査委員の選任同意について。本部町固定資産評価審査委員として下記の者を選任したいので、地方税法第423条第３項の規定に基づき議会の同意を求める。

　記、住所、沖縄県国頭郡本部町字大浜地内。氏名、仲宗根由美子。生年月日、昭和27年。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、令和６年３月31日をもって、本部町固定資産評価審査委員が任期満了することに伴い、地方税法第423条第３項の規定により、新たに委員を選任し、議会の同意を得る必要がある。

　これが、この議案を提出する理由である。

　以上、提案いたします。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第22号　固定資産評価審査委員の選任同意についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第22号　固定資産評価審査委員の選任同意については、原案のとおり可決されました。

　日程第25．議案第23号　本部町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○　町長　平良武康　議案第23号　本部町教育委員会委員の任命同意について。本部町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求める。

　記、住所、沖縄県国頭郡本部町字豊原。氏名、渡久地　学。生年月日、昭和55年。令和６年３月７日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、新たに教育委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

　これが、この議案を提出する理由である。

　以上、提案いたします。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第23号　本部町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第23号　本部町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり可決されました。

　健康づくり推進課長から、先ほどの説明について訂正がありますので、訂正をお願いします。健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　松本一也　議案第16号で説明しました、この黄色い冊子の国民健康保険特別会計予算の説明の中で、誤りがありましたので訂正させてください。

　事項別明細書の総括、１ページのほうで説明した内容でございます。その中で、歳入のほうの10款繰入金２億6,928万8,000円の部分で、その金額は全て基準内繰入ということで説明しましたけれども、基準外繰入の金額も含まれております。特別会計につきましては、歳出の予算を組むに当たりまして、令和６年度の会計において歳入不足が生じました。その歳入不足を補うために、一般会計からの繰入外の基準外繰入を行ったところで、その金額が２億6,928万8,000円のうち、基準外繰入6,214万9,000円が基準外で繰入れをしております。その部分についてが、赤字が見込まれるということでございます。訂正しておわび申し上げます。

○　議長　松川秀清　日程第26．予算審査特別委員会の設置についてをお諮りします。

　議案第15号　令和６年度本部町一般会計予算についてから、議案第16号、議案第17号の各特別会計及び議案第18号　令和６年度本部町下水道事業会計予算、議案第19号　令和６年度本部町水道事業会計予算については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって議案第15号　令和６年度本部町一般会計予算についてから、議案第16号、議案第17号の各特別会計及び議案第18号　令和６年度本部町下水道事業会計予算について、議案第19号　令和６年度本部町水道事業会計予算については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

　休憩します。 休　憩（午後２時20分）

　再開します。 再　開（午後２時30分）

　これから諸般の報告を行います。

　休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので報告します。委員長に崎浜秀昭議員、副委員長に松田大輔議員、以上のとおり互選された報告がありました。

　これで諸般の報告を終わります。

　以上で本日の日程は、全て終了しました。

　本日は、これにて散会します。 散　会（午後２時31分）